

社会科学を学ぶことは見えない鎖から自分を解き放つこと。 「会社法」や「法と経済学」はそのための素材に過ぎない。



ルールとコスト・ベネフィットの関係

私のゼミでは、「会社法」に「法と経済学」の観点からアプローチしています。主にコーポレート・ガバナンスを検討対象としています。

「法と経済学」は、極めてシンプルに言うと、人がある行動をとるには、動機づけが必要だということから分析します。人はどうして動くのか？利益を得るためということもありますし、逆に不利益を被らないためということもあるでしょう。こうした人を動かす誘因をインセンティブといいます。

法は社会的なルールですが、それには、サンクション（制裁）を与えることにより、人間の行動を制御するという側面もあります。例えば、クルマの運転。人間がコスト・ベネフィット計算をして、自分の得になるように行動するとすれば、どの程度の注意をしていれば損害賠償責任を負わずにすむかを考えて注意をつくすと考えられます。したがって、交通事故についてのルールが、過失があれば損害賠償責任を負うとされるか、重過失があれば負うとされるか、それとも無過失責任を負うかによって、運転者の注意のレベルは変わってくるでしょう。

また、コスト・ベネフィット計算の点から言えば、運転者が保険に入っているかどうかでも注意のレベルは変わります。保険に入っていれば、注意のレベルは下がるかもしれません。これは、モラル・ハザードといわれることですが、別にモラルの問題ではなく、保険がコストをシェアする制度であり、損失のすべてを自分が負うことなく、誰かが一部をかぶってくれる仕組みだからこうなってしまうのです。要するに、人間の合理的な選択行動の結果なのです。少なくとも損得勘定の点からは。

それがすべてではありませんが、法という制度は、インセンティブを付与する道具だと考えられます。つまり、コストとベネフィッ

トの帰属主体を変える道具がルールだという捉え方ができます。「法と経済学」はこういうアプローチをします。

要するに、ルールのあり方と人間行動の関わり方を考える。ルール設定により人間の行動がどう変化するか、それによってもたらされる結果は社会的に望ましいか、そして、その評価の基準をどう考えるか、私のゼミでは、こうした観点からコーポレート・ガバナンスを考えているわけです。

功利主義的な人間像と 株式会社という仕組み

ラフで一面的な言い方になりますが、コーポレート・ガバナンスは、経営者を監視するための仕組みだと言えます。つまり、経営者を株主のためにきちんと仕事をさせるにはどうしたらいいか、ということです。

株式会社という仕組みは、シンプルに言えば、株主が出したお金を経営者が事業で運営して利益をあげ、それを株主に返すという仕組みです。そうすると、株主と経営者の関係は、2人の人間関係に置き換えて考えることができます。

2人の人間関係に置き換えて、Aがレストランを作るためのお金を出して、Bにその切り盛りを任せたとする話で考えてみましょう。私たちの世界では、「プリンシパル=エージェント・モデル」と呼んでいますが、仕事を任せられたAがプリンシパル、任されたBがエージェント、つまり、Aが株主で、Bが経営者という見立てです。なぜAはBに仕事を任せられたのかというと、Bにシェフとしての専門能力があるからです。

しかし、AはBがちゃんと仕事をしてくれるか心配です。単純には、Bがさぼることが心配です。どうしてBがさぼるかということ、これもある意味、合理的な選択行動の結果と見ることができます。どうということかということ、今度は、さっきのモラル・ハザードが起こると反対の話になります。つまり、Bはやった仕事の成果（もうけ）のすべてを自分の手にできるわけではなく、成果の一部はAと分け合うことになるので、ベネフィットをシェアする状況になってしまいます。そのため、どうしても努力が過少になってしまうわけです。

これ以外にも、Aにしてみれば、Bが仲間のCから材料を高値で仕入れることにして、その分を山分けするようなことも心配でしょう。

これらを制御するには、どういう仕組みが考えられるでしょうか。

会社法には、株主総会や株主代表訴訟の規定がありますが、これは、Aが直接Bを見張るという仕組みとして見るすることができます。

また、会社法では、社外取締役や社外監査役の重要性が意識されていますが、こちらはAの代わりに見張ってくれる人をつけるという発想です。シェフの経験のないAはBの材料の仕入れが妥当かとか、Bの仕事の適切な評価をうまくできないかもしれないので、そういう仕事がきちんとできる目利きに見張らせようということです。

しかし、直接見張ってあれこれ口を出すというやり方は、専門能力のある人に仕事を任せたい意味を台無しにしてしまう面がありますし、誰かに見張ってもらうという方法には、見張り役を見張らなくてはならないという問題がありますから、オリジナルな問題の解決になりません。それに、こうしたやり方は、Bの努力を引き出すという面ではあまりうまくいきそうにはありません。

さっきも言ったとおり、Bがさぼる根本的な理由は、自分の努力の成果をすべて手にできないことにあります。そこで、Bの適切な努力を引き出すために、Bが努力すればするだけBが得する（と同時にAも得する）要素を大きくしてやる工夫が考えられることになります。会社法は新株予約権という道具を用意していて、これはストック・オプションとして利用することができますが、ストック・オプションなどはまさにそういう仕組みです。

この解決にもいろいろ問題はありますが、それはさておき、このような分析のやり方は、極めて功利主義的な人間を念頭に置くものです。つまり、新古典派経済学が前提とするホモ・エコノミカス、ないしは、ホームズ裁判官がかつて言ったバッド・マンを前提にしている分析なわけです。

分析の限界を意識する

しかし、人間って、そんなものか？という疑問が生ずると思います。先ほどの例のレストランのシェフは、いい料理を作りたいというプライドで仕事をしているかもしれません。監視されていようがいまいが、信念に基づいてベストを尽くす人もいます。つまり、人間を動かすインセンティブとして、コストとベネフィットしか考えていないところに、こうした分析の限界があります。ホモ・エコノミカスやバッド・マンをベースに考えると、法は制裁を与える基準、コスト＝ベネフィット計算を明確にするための基準として、極めて道具主義的に捉えられることになってしまいます。しかし、これとは違う人間観に立って、法にアプローチすれば、もっと違う役割を見いだすことができるのではないのでしょうか。

「法と経済学」は物事をシンプルに捉え、分析を行いやすくしてくれる面がありますが、こうした限界があります。もっとも、最近の「法と経済学」ではビヘイビオラル・エコノミクス（行動経済学）の成果を取り入れて、こうした限界にチャレンジするものも出てきています。

人は体に悪いのを承知でタバコを吸うといった、合理的ではない選択をすることは珍しくないわけですし、現状を維持したいという認知的なバイアスを持っていたりします。こうしたことは、スタンダードな経済分析では、うまく解明できない面があるわけですが、こういうことも含めて、もう少し人間らしい要素を取り入れた分析が模索されているわけです。

ただ、こうした新しい分析は、未だ発展途上で、これまでの体系

に取って代わる原則を打ち立てるには至っていないわけですが、私たちは、こうした新しいアプローチが教えてくれる、これまでの分析の限界をしっかりと意識しておく必要があるでしょう。

無意識に置いている前提を意識化する

ゼミでは、主としてLaw Reviewなどのアメリカの法律雑誌に掲載されている論文をとりあげています。言葉の壁があることによって、嫌でも丁寧に読む習慣がつくというメリットがあるからです。

さらに、アメリカの会社法の論文は、「法と経済学」のアプローチが主流であることも手伝って、日本の法律学の論文とは毛色が違い、人間行動やモデル的な思考の前提を明確にした議論がされますから、学生にとって前提を明らかにしてものを考えるよいトレーニングにもなります。人間は、無意識のうちに何がしかの仮定を置いてものを考えているにもかかわらず、それに気がつかないことがよくありますが、論文が置いている前提・仮定を意識しながら読む作業を繰り返すことによって、そうした問題を克服することに役立つことを期待しています。

そして、ゼミで学んだ学生たちの中から、やがて政策提言を行う立場に身を置く人も出てくるのでしょうか、社会がこうある「べき」だという提言をするときには、自分はどのような現状認識をしていて、どのような仮設のもとに「べき」を主張しているのかを常に意識してほしいと思っています。さらに、自分が行っている「べき」という主張は、限られた根拠に基づくものでしかない、はなはだ心許ない「べき」なのだということを忘れないでほしいと思っています。だからこそ、学生に対して、常に前提を意識するトレーニングを課しているわけです。

社会科学を学ぶことの意義の一つは、自分の思考を自由にすることにあると思います。人間は、自分自身の思考の前提を意識することができて初めて、自分の思考を自由にすることができるのではないのでしょうか。自分自身の思考の前提を意識することは、自分がある考え方や認識に囚われていることを自覚することにつながるからです。ゼミの学生たちが、「会社法」や「法と経済学」は、見えない鎖に縛られている自分を解放するための素材に過ぎないんだということに気がついていてくれたら、大変嬉しく思います。（談）



法学研究科教授

飯屋広郷

Hirosato Kariya

2006年より法学研究科教授。会社法専攻。

最近の著作：『企業の社会的責任』（共著〔第1章担当〕・勁草書房・2007年）、

『企業金融手法の多様化と法』（共著〔Section5担当〕・日本評論社・2008年）、

『会社法大系1』（共著〔第1章3担当〕・青林書院・2008年）、

『株主層の変動と株主総会』法律時報993号46頁以下（2008年）、

『コーポレート・ガバナンスへの視座』

法学セミナー648号11頁以下（2008年）など